

令和8年度高度工芸技術者養成研修業務委託契約書

沖縄県工芸振興センター所長 _____ (以下「甲」という。) と _____

_____ (以下「乙」という。) は、次のとおり契約を締結し、信義に従い、これを履行する。

- 1 業務名 高度工芸技術者養成研修業務委託
- 2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 3 履行場所 おきなわ工芸の杜 貸し工房D及び共同工房
- 4 委託料金 _____ 円(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額 _____ 円)

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 5 契約保証金 円 (沖縄県財務規則第101条第1項に基づく)

(総則)

第1条 甲は、高度工芸技術者養成研修業務 (以下「業務」という。) を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- 2 乙は、別に定める「業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。) に基づき、業務を実施するものとする。

(注意義務と損害賠償義務)

第2条 乙は、業務の処理に当たって発生した損害 (第三者に及ぼした損害を含む。) は、乙が負担する。ただし、その損害の発生が乙の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

- 2 業務内容の変更、天災等、乙の責に帰さない理由により、業務の遂行に影響を及ぼす場合は、甲乙が必要に応じ協議して書面によりこれを定めるものとする。

(実施計画書)

第3条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日より7日以内に甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 業務日程及び報告様式
- (3) 業務履行体制

(実績報告)

第4条 乙は、業務が完了したとき (業務を中止し、又は廃止したときを含む。) は、令和9年3月31日までに業務の実績を記載した業務実績報告書を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の実績報告書のほか、業務に係る支出を明らかにする書類を甲に提出しなければならない。

(業務の検査)

第5条 甲は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、すみやかにその内容は契約内容に適合するものであるかを検査するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、報告書等の補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届出、報告書等を提出して再検査を受けなければならない。

3 業務の引渡しは、第1項の検査又は前項の再検査に合格したことをもって完了とする。

(額の確定)

第6条 甲は、前条の規定による検査の結果、契約の内容に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、業務委託料と業務の実施に要した経費の額とのいずれか低い額とする。

(経費の請求及び支払)

第7条 乙は、前条の規定による通知を受けたときは、甲に確定額（すでに概算払いした額があるときは当該支払済み額を確定額から控除した額）を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、特別な事由がない限り当該請求があった日から起算して30日以内に、これを乙に支払うものとする。

3 甲は、第8条の規定により概算払いした委託料の額が、確定額を超える場合は、期日を定めて当該超える額を乙に返還させるものとする。

4 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、その未納に係る期間の日数に応じ、その未納に係る金額に対し、沖縄県延滞金徴収条例（昭和47年5月15日条例第12号）第2条に基づき割合を乗じて計算した延滞金を徴収できるものとする。

(概算払い)

第8条 甲は乙の請求により必要があると認められる金額については、前条の規定にかかわらず概算払いをすることができる。ただし、概算払いについては、3回以内とし、委託契約額の9割以内とする。

(業務の調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による報告の結果、甲、乙協議の上、必要があると認めるときは、乙に対し適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(委託内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合は業務の内容の一部を変更し、又はその全部もしくは一部を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(仕様書等の変更の承認)

第11条 乙は、仕様書等に記載された業務の内容または経費の内訳を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。ただし、別表「経費区分表」で定める各経費区分内の各項目間での10%以内の流用を除く。

2 甲は、前項に定める承認をするときは、条件を付すことができる。

(事故発生時における報告)

第12条 乙は、この業務を行うために取り扱う情報の漏洩、資産の滅失又は損傷、家裁、自然災害等の事故があった場合には、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(申出義務)

第13条 乙は、この契約締結後の状況の変化により、業務を遂行することが困難になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第14条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、履行期間満了のときまでに業務を完了する事ができない場合において、甲が履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から履行遅延金を徴収して、履行期間を延長することができる。

2 前項の履行遅滞金は、乙の遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第109条第1項の規定に基づく割合を乗じて計算した額とする。

(解約)

第15条 甲又は乙が契約期間中に解約しようとする場合には、1ヶ月前までに書面をもって、その旨を通知し、甲乙協議するものとする。

2 前項の規定により契約が解約された場合に甲または乙に損害が発生したときは、その賠償額は甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第16条 甲は、次の各号の一つに該当する事由がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合
- (2) 著作権法違反等、この業務の実施に係る基本的な部分において関係法令に違反し処罰の対象または損害賠償の対象となったとき
- (3) 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、この業務を実施することがふさわしくないと甲が判断したとき
- (4) 研修修了生の受講状況報告に関して虚偽の報告をしたとき
- (5) 乙の責めに帰すべき事由により、この業務を遂行することが困難であると甲が判断したとき
- (6) 乙がこの契約で定める条項に違反した場合
- (7) 乙が次のいずれかに該当する場合

イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、

団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- ロ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ヘ 下請契約、資材又は原材料等の購入契約その他の契約をしようとする相手方(以下「下請負人等」という。)がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請負人等としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき

2 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

3 前項の規定により乙に損害が発生した場合は、甲はその責めを負わないものとする。

4 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、受託業務の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づき、責任をもって処理するものとする。

5 第1項の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。

6 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(守秘義務)

第17条 甲乙ともに、本契約実施に当たって知り得ることができる相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

2 乙は、業務の処理に伴い甲より貸与を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の終了時には、甲より貸与を受けた資料及び情報を速やかに返還又は破棄しなければならない。その場合、情報資産等の返還及び破棄報告書を提出しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(個人情報の取扱)

第18条 乙は、この契約による業務を処理するための、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(著作権)

第19条 成果物の著作権及び所有権は、甲に帰属する。ただし、本業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第20条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。担保の目的物とすることも同様とする。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第21条 乙は、原則として業務を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第22条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第23条 乙は、業務の実施に関する経理に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しなければならない。

2 乙は、業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容について説明する書類を整理して保管しなければならない。支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している決裁文書、見積書（相見積書含む）、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、業務に従事する者の扱いを示す台帳及び出張伝票表等をいう。

3 乙は、前二項の帳簿等を業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(疑義不明の場合の協議)

第24条 本契約書及び仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

(管轄裁判所)

第25条 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の成立を証して本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和__年__月__日

甲

乙

令和8年度高度工芸技術者養成研修業務委託

積算内訳表

経費区分	経費区分の内容	金額	備考
1. 人件費	1) 指導講師 2) 業務推進員 3) 交通費) 4) 社会保険料		
2. 業務に要する経費	1) 謝金 2) 旅費 3) 光熱費 4) 消耗品費 5) 印刷製本費 6) 使用料、賃借料 7) 通信運搬費 8) 原材料費		
3. 小計 (1 + 2)			
4. 一般管理費	一般管理費 $3 \times 10\%$		
5. 消費税	消費税相当額 $(3 + 4) \times 10\%$		
6. 合計	$(3 + 4 + 5)$		

※各経費区分内の各項目間で10%を超える流用を行う場合は、甲の承認が必要。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要

な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報に廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。
（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。
（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

（注）1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。